

令和4年(2022年)9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和4年9月6日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和4年9月22日(木)

出席議員

2番 田 島 明 良

4番 岡 村 哲 雄

6番 原 隆 伸

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

15番 平 野 隆 久

3番 柴 田 洋 巳

5番 大 西 瑞 香

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

16番 中津畑 正 量

欠席議員

なし

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 原 隆伸議員

7番 奥村 仁議員

のご両名をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2

入江康仁議長

日程第 2 委員会中間報告を議題といたします。

議会改革調査検討特別委員会から中間報告の申し出がありましたので、申し出のとおり報告を受けることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査検討特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

それでは、委員会の中間報告を求めます。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

それでは、議会改革調査検討特別委員会の委員長として、委員会審査中間報告を申し上げます。

本特別委員会につきましては、令和 2 年 12 月 18 日に第 1 回が開催されてから、令和 4 年 8 月 19 日の第 17 回まで開催されました。

第 7 回の委員会で議員定数の協議等が終了した後、令和 3 年度 9 月議会定例会において委員会審査中間報告を行っていますので、今回の報告は、前回報告させていただいた次の事項から検討の経過と結果についてご報告申し上げます。

令和 3 年 11 月 5 日、第 8 回の委員会では、議員から提案のあった議会改革の協議項目について、検討しない、すぐ決める等、協議する優先順位を決定いたしました。採決での意思表示について検討、本会議は起立制、それ以外は挙手制とすることを決定しました。

次に、令和 3 年 11 月 24 日、第 9 回委員会では、採決での意思表示、ICT（情報通信技術）化について検討。本会議での起立表決については、令和 3 年 12 月議会定例会に委員会から議案を上程すること、ICT（情報通信技術）化については、会議規則に基づかない小委員会を設置し検討することを決定いたしました。

次に、令和 3 年 12 月 14 日、第 10 回の委員会では、採決での意思表示について検討。前回決定した議案を修正して上程することを決定しました。

次に、令和 4 年 1 月 27 日、第 11 回の委員会では、ICT（情報通信技術）化、議会のウェ

ブサイト、一般質問について検討。本会議の会議録及び本会議のケーブルテレビ放送の映像は紀北町のホームページで見られるようにすること、一般質問の提出時期は変更しないことを決定しました。

次に、令和4年2月16日、第12回の委員会では、組織等、議長、副議長選挙等、議員報酬、反問権、議会放送の改善について検討。議会組織については委員会中心主義とし、常任委員会は総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の2つとし、定数はそれぞれ7人、議会運営委員会の定数は5人、資格調査、懲罰委員会の定数は6人とする等、議長、副議長の選挙については立候補して表明演説することを決定しました。

次に、令和4年4月27日、第13回の委員会では、議会組織等、反問権、議長、副議長選挙について検討。議長、副議長、監査委員の任期は2年、常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期は1年、一部事務組合等議会議員の任期は2年等を決定しました。

次に、令和4年5月26日、第14回委員会では、議長、副議長選挙等、議会放送の改善、反問権、議員報酬、政務活動費、議会だよりについて検討。反問権を認めること、議員報酬は次の任期で検討すること、政務活動費は今までどおり先払いすることと決定しました。

次に、令和4年6月30日、第15回の委員会では、議会放送の改善、ICT（情報通信技術）化、反問権について検討。臨時会をケーブルテレビで放送することを決定しました。

次に、令和4年7月21日、第16回の委員会では、議会組織等、議会放送の改善、ICT（情報通信技術）化、反問権、議長、副議長選挙等、議会だより、議決事項の追加、広報公聴活動、住民との対話の場の設置について検討。常任委員会等の定数の改正のため令和4年9月議会定例会に委員会から議案を上程すること、臨時会は令和4年12月の新任期からケーブルテレビで放送すること、ICT（情報通信技術）化を導入すること、反問権を認めるため令和4年9月議会定例会に委員会から議案を上程すること、議長、副議長選挙の所信表明は全員協議会で行うこと等、議会だより、議決事項の追加、広報公聴活動、住民との対話の場の設置については次の任期で検討することを決定しました。

次に、令和4年8月19日、第17回の委員会では、議長、副議長の選挙等、委員会審査中間報告について検討。議長、副議長の選挙の立候補及び所信表明の方法等を決定、令和4年9月議会定例会の最終日に委員会審査中間報告を行い、紀北町議会会議規則の一部を改正する規則、紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を委員会から上程すること等を決定しました。

これらの議案については、この後上程させていただきますのでよろしくお願いたします。

以上で、本特別委員会の検討の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

続きまして、中間報告に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、中間報告に対する質疑を終了します。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各委員会に付託され審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

奥村仁総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。今定例会において総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月9日、金曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席の下で開催いたしました。

説明のために出席した者は、総務課、財政課、企画課、農林水産課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の審査を行いました。

質疑に入り、ガバナンスにとっては重要だと思うが、普通の商売などを始める方や高齢者等にどういう利用の仕方やメリットがあるのか。また、これをすることによって端末などを持たないといけないのか、端末がない人は自分で買う必要があるのか、どういう端末が使えるのかという質疑があり、答弁として、法的規定では自治体としての責務があることから、令和4年度にオンライン申請を可能にしていく方針で進めています。今回提案の条例案については、DXに取り組んでいるうち、オンライン申請を可能にするなどで、住民の皆様の利便を図るといふ面と、行政の効率化を図るといふ部分を主な目的とする条例です。DX全体のくくりでは、事業者の皆さんへの利便という面が進んでいくと考えられていますが、今回は条例提案の部分だけの手だてとなります。

また、端末等を持っていないと、高齢者の方は手続はできないという心配があると思いますが、既存の手続全てをオンライン化するというものではなくて、今までの手続を続けながら、オンラインでの申請が可能な手段を増やしていこうとするものです。今後は、情報機器の普及や操作、他のアクセス手段の確保といった部分にも目を向け、対応を考えていかなければならない施策と考えています。また、この条例に定められて、今後整備していくオンライン手続にアクセスをしようとする、パソコンもしくはスマートフォンなどの情報通信につながっている状態が必要になってきます。しかし、今後の政策の展開によっては公共的な場所などにタブレットを設置するといった配慮など、持たない人への対応の検討が必要になってきます。現時点ではオンライン化が進む過渡期であり、従来どおりの窓口の手続を残しながら手続の手段を増やす段階と考えていますとの答弁でした。

また、質疑として、クラウドへ蓄積しているものがあり、それを結局発信してもらえぬわけなのか、そうすると、民間が発信しているものと国が発信しているものがあり、民間の話というものは商売をされている方にはよいが、これはほとんど行政がするわけで、商売にすぐには利用できないと思う。結局30年後にはそうなっていくと思うが、今は過渡期です。そういう面もあるのでこの田舎には取り組むことは結構なことだが、費用対効果については不向きなような気がします。それでもデジタル社会ですから進めていかないといけない、そのあたりどのように考えられたかと質疑があり、答弁として、DXでは長い年月をかけて変化していく部分がありますが、いずれ到達していくデジタル社会への対応は続けていかなければならないのが前提です。今回オンライン申請を可能にしていく整備については、できるだけ費用をかけないように留意しながら進めていきます。また、民間事業者の利便という面では、さきの議会でデータ連携基盤整備の予算をお認めいただいております、整備を進めています。

この基盤にはデータブローカーという機能があり、民間のデータや公共のデータを仲介することができるものです。この仲介機能を使って官民のデータを利用した新たなサービスを考え、創出をしていきたいと考えておりますとの答弁でした。

また、質疑として、行政のデジタル化を進めていくには法整備というのが一番最初で大事だと思うので、この条例は大事な整備で、これを進めていくのに行政の情報化の計画をつくりながら進めていくと思うが、その計画というものはもう出来上がっているものがあるのか、それともこれからつくっていくのか。また、それに沿って進めていくのか。あと、外部の人材アドバイザーを派遣していただいて着々と進めていくのかとの質疑に、答弁として、計画については地域情報化計画を策定していますので、それに沿った取組を開始したものです。ただその計画自体は包括的な表現の方向性を示したもので、今後の行政手続や住民サービスといった個別の施策部分については、これからの課題と考えています。あと、デジタル化という面での外部人材の登用は、特別交付税措置のある地域活性化起業人制度を利用し、デジタルに識見を持つ人材に活動していただきながら、情報セキュリティの面も含め、国のガイドライン等に沿った整備を進めています。さらなる関係の専門員については今後の課題となりますとの答弁でした。

また、質疑として、DXの関係で外部人材を登用していったという話であったが、その方とはまた違う方が指導してくれるのかとの質疑に、答弁として、国の制度の中で様々な派遣制度があるので、現在はそのうち地域情報化アドバイザー派遣制度を利用し、識見を持つ方の講習を職員にしており、職員全体のレベルを上げていこうとしていますとの答弁でした。

また、質疑として、まず条例ができたという段階なのでこれからだと思うが、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とするとなっているので、この町民の利便性というのがやはり重要になってくると思います。行政の簡素化ということはこの中でできると思うが、議会のほうもICT化を進めており、来期はタブレットを取り入れるという方向だが、その町民の利便性に関して、この条例が議会のICT化に関係してくる部分はあるのかとの質疑に、答弁として、議会は住民の代表として町民の声を行政機関の業務に反映させることが役割であり、その活動自体が住民の利便になるという捉え方ができると思います。議会内では、一般質問の通告、委員会の開催通知や政務活動費の交付申請など手続が多岐にわたっており、手続を議会事務局の補助で実行されていると思います。また、住民サービスの観点では、請願とか要望などを受けることがありますし、議員活動では地域の声を聞きたいという部分があると思います。それらはオンライン手続を進

めますと、タブレットを利用し、着実に時間を選ばず、どこからでも手続を可能にすることができ、住民の方も同様にオンラインでの手続が可能になります。

また、本条例では書面等の作成を情報機器で可能にする条項もあります。議会で保管されている情報には、重要なものや修正を繰り返しながら永続的に管理が必要なものがあり、議会事務局は情報の保全や更新を繰り返していると思います。日頃から議員の皆様は、文書などを閲覧したり、写しを取得するなどの利用をしていると思います。情報の電子化を進めると、保管管理が省スペース化、省力化するという面と、議員の皆様が要請する書類等の提供では、書類の準備を早く、基本的には情報量に考慮なく用意ができます。さらに、持ち出し可能な情報であればオンラインによって、いつでもどこでも届けることができますし、受け取ることができます。議員活動が活発化、敏速化して、住民の利便につながっていくと考えられることから、広い意味で関わっていくのではないかとの答弁でした。

また、セキュリティーについて質疑がありました。答弁として、議員が危惧されている部分は、情報化施策の整備が相当進んでいった段階で必要なものという認識です。現在の取組は既存のセキュリティーの取組での対応が可能と考えられ、次の高度な対応への変化については、庁中に設置し、取組を開始した分野別の5種類の情報施策のグループで協議を続けていくことになり、今後は、各グループを中心に情報化の展開について検討が進み、相応のセキュリティーも含め検討をしていくこととなりますとの答弁でした。

また、質疑として、5ページの第4条3項について、条例なので言葉が分かりにくい表現をされています。これに関しては、その電子メールのようなもので到達すると捉えたらよいのかとの質疑に、答弁として、この到達についてはいろいろなパターンが発生していきますので明確な回答は困難です。これは、手続する内容とその重度軽度によって通知などを到達したものとみなす手段に変化が発生してきます。簡易な手続であれば、送られてきた通知がダウンロード可能になった時点ということもあると考えますとの答弁でした。

メールにかかわらず何かの形で電子的にやり取りをして、それが相手方が行政側に何かが届いたという記録が時間として残るとした場合には、例えば催告状であれば、到達しているかどうかをみなすというのは、到達した向こう側が開いていなかったとしても到達した事実があれば、到達したのとしてみなすということか。そういう意味では、例えば郵送とかであれば記録つきのものがあったり、到達日が明らかだと思いますが、それに代替して到達する事実があるという考え方でよいのかという質疑に、答弁として、案件の度合いや手続の仕方が違い、統一した明確なお答えは困難ですが、到達日という点で注意を要するものは、係

争案件や差押えとかの特殊な案件だと思います。基本的には、確実に到達されなければならないもの、携帯すべきとされるものや返還を求めるものを持参して持っていくこととなります。事案によってその回答は違ってまいります。到達したという効果が認識できる方法を用い、到達したと判断する方法を選択してまいります。

また、質疑として、第4条に、町の機関等は処分通知等となっていますけれども、処分通知等というのは何を意味するのか、またどういうものがあるのかという質疑に、答弁として、処分通知というとは何らかの罰のようなものを課するというイメージになるかもしれませんが、例えば施設を借り上げたいという申込みをした場合には、施設利用許可というものを出示します。講座に申し込まれたときは、講座申込みの利用を受け付けましたというものがあります。手続がされた事案の結果を行政から住民の方へお伝えするものという理解をしていただきたいと考えますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、男女共同参画における育児休暇について、男性が関わる育児に関しても法律改正されていますが、男性女性は関係なく全てに関係する条例として捉えてよいのかという質疑に、答弁として、全てに関わる部分もあります。また、男性に係る部分については、17ページ新旧対照表で、第2条第3号の下線部分を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日」という規定に改正することにより、今まで、配偶者が出産してから産後の休養中に男性の非常勤職員が産後パパ育休を取得する場合には、子が1歳6か月になる日に任期がある必要があった要件を57日目から6月を経過する日に要件を緩和するというもので、こちらが男性の非常勤職員に関したものです。第2条の3では、男性も夫婦で育児休暇を取得できるなど、全てに関係する部分になりますとの答弁でした。

また、質疑として、育児休業は2回に分けて取得できるか、この条例に関係はあるかとの

質疑に、答弁として、育児休業を2回取得できるようになる規定については、地方公務員の育児休業等に関する法律で1回から2回に改正され、その適用を受けることになることから、条例で規定することなく法律の変更により、育児休業が2回取得できるようになりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、8ページの町有財産建物災害共済保険金について、どこの建物かという質疑に、答弁として、令和4年4月25日に発生しました役場本庁近くのスーパーマーケットの前にある天摩団地の火災による保険金ですとの答弁でした。

以上のとおり、財政課の所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、まず、課長から追加説明として、予算書の9ページ、歳出の企画課案件となり、ケーブルテレビ行政放送事業33万5,000円の補正ということで、これにつきましては議会のほうから、12月からの臨時会について放送要請を受けたことによる増額補正ですとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、まず、課長から追加説明として、歳入は6ページ及び8ページ、歳出は9ページ及び15ページで、歳出の15ページをお願いします。5款・農林水産費、2項・林業費、2目・林業振興費は、森林環境譲与税を財源に、より一層の林業等の整備を加速化するために550万6,000円を増額するものです。

内容としましては、林道安全対策管理助成事業では、これまで森林組合管理林道等の修繕に対して50%の補助を実施してきた事業を200万円減額し、新たに森林経営管理推進事業として、森林組合管理林道等の整備に対して、補助率を90%に上げて、路網を整えるということで民有林の積極的な整備を促進するものです。その補助金額が278万1,000円であり、林道安全対策管理助成事業200万円を差し引いた額が事業補助金補正額の78万1,000円となっています。また、森林経営管理推進事業として、町管理林道の修繕料に252万6,000円、森林面積調査業務や森林整備事業に360万1,000円の追加を行っています。報酬、職員手当等、共済費、旅費の減額については、森林経営管理推進員の採用期間の減によるものですとの説明があり、質疑に入り、森林環境譲与税の国からの譲与は、現在も市町10分の8で県が10分の2なのか、

また段階的に変わっていくように理解していますが、現在はどうかとの質疑に、答弁として、森林環境譲与税に関しましては、市町の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されています。県と市町への配分割合ですが、県に対して配分された譲与税について、県が12%、市町が88%の割合で配分されていますとの答弁でした。

また、質疑として、森林環境譲与税を使って事業をしたときは事業内容を公表することになっているが、今の段階でも公表されているかとの質疑に、答弁として、現在、令和元年度と令和2年度の実績について、町のホームページで公表していますとの答弁でした。

また、質疑として、15ページの修繕料252万6,000円は何の修繕なのか、また委託料について詳しい説明を求めました。答弁として、森林経営管理事業については、まず森林の境界を明確化しまして、その後に森林所有者の方に今後の森林整備の意向について調査をします。その調査によりまして、所有者自身が森林を整備できない意向を示した森林については、意欲ある林業事業者や町と協定を結んで森林の整備を進めていきます。委託料には、所有者自身が整備できない森林の面積測量調査業務や、測量後の森林整備業務等が含まれています。修繕料につきましては、町管理林道で路面が荒れている箇所など必要な修繕を行うものですとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、まず、課長から追加説明があり、16ページ、第7款・土木費、6款・住宅費、1目・住宅管理費、14節・工事請負費278万7,000円の増額は、令和4年4月25日に隣接する建物からの火災により、天摩団地2号が全焼しました。残存する建物が倒壊する可能性があり、隣接する家屋や天摩団地1号及び3号などに危険が及ぶと考えられ、早急な解体が必要と判断し、既設予算を流用し、解体工事を実施いたしました。今回の補正は、この解体工事に要した費用の計上ですとの説明があり、質疑として、火災により出たと思われる保険について質疑がありました。答弁として、建物災害共済に加入しており、町有財産建物災害共済保険金として115万6,000円の歳入がありました。この歳入は財政課で計上されています。それ以外の財源は、町営住宅の使用料を充当していますとの答弁でした。

また、質疑として、建物面積に比べ解体費用が多いような気がしますが、一般的にこの程度の金額が必要なのか、また解体に時間を要したため金額が多くなったのかなど説明してくださいとの質疑があり、答弁として、解体の際にアスベストなどが含まれていたりすると処理費は加算となってしまうことがあります。今回の解体では、火災後の家屋の残存する木材の分別や処分で費用が増加していますとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、まず、課長から追加説明があり、予算書17ページが危機管理課所管分です。今回の補正予算については、本会議でも説明がありましたが、汐見排水機場において、6月の点検時にポンプの排水能力の低下が確認されまして、原因を調査したところ、吸い込み配管の腐食によるものであることが判明しました。これから大雨のシーズンを前に、このまま放置することが適切ではないと判断し、緊急を要するため急遽、既設予算により執行させていただきましたとの説明があり、その後質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、危機管理課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

岡村哲雄教育民生常任委員長。

岡村哲雄教育民生常任委員長

おはようございます。今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月12日、月曜日、午前9時半から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下、開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結についての審査を行いました。

質疑は、昇降式介護浴槽は何台ありますかの質疑に対し、現状は1台ですという答弁でございました。

続きまして、その1台を買い換えるということですかの質疑に対し、そのとおりですとの

答弁でございました。

落札率が62.55%であります。予算額は幾らですかという質疑に対し、1,049万9,500円を予算計上していますという答弁でございました。

今後増やす予定はありますか、また、以前のものは何年前に購入し、購入金額は幾らでしたかという質疑に対し、1台で入浴介助できるローテーションを組んでいますので、増やす予定はありません。平成21年度の購入で13年経過していますと、購入金額は消費税込みで960万7,500円ですという答弁でございました。

続きまして、工事が必要なのか、また工期はどれぐらいかかりますか。今回、たまたま以前受け入れたより安いということで理解したらいいですかという質疑に対し、現在の製品を撤去し、新しい浴槽の据付け工事が必要です。現在使用しているものと同メーカーのため、工事は1日で済むと聞いております。予定価格ですが、予算の参考見積り段階では、前回購入した金額とほぼ同じ程度でした。

今回便利になった機能はありますかという質疑に対し、付帯機能等についてはほとんど変わりありませんが、自動攪拌機能といたしまして、浴槽内の湯の温度をセンサーで感知し、攪拌させ、水流によって温度調整をする機能が今回の新しい機能ですという答弁でございました。

何社くらい登録されていますか、入札条件はどういうものでしたかという質疑に対し、三重県内では登録業者は37業者です。対象業種としては、大分類、衛生・医療、中分類、福祉・介護用品の中の介護用品で、紀北町入札参加資格名簿に登録している業者です。地域要件としましては、三重県内に本店または支店等を有する者となっていますという答弁でございました。

介護職員の作業軽減はされているのか、また現在の入浴介助等の格好はどういうものでしょうかという質疑に対し、介護職員の入浴時の格好は、エプロンに加え、コロナ禍ということでマスク着用で重装備で業務に当たっています。作業の方は、昇降式ということで中腰などが減り、負担軽減となっています。利用者様においても、寝たまの姿勢で無理なく危険なく入浴していただけるということですという答弁でございました。

昇降式介護浴槽を利用する方は何名いるのですかという質疑に対し、特養に入所されている37名とショートステイ利用の2名の合計39名全員が利用しています。全員が寝たきりではありませんが、入浴介助は全員で行っておりますという答弁でございました。

続きまして、見積りは、メーカーから直接する場合と代理店からする場合が2つあると思

いますが、今回はどちらですかという質疑に対し、三重県内の代理店から見積り徴収していますという答弁でございました。

メーカーから直接見積りということは考えていませんかという質疑に対し、入札参加資格のある業者から見積り徴収するということですという答弁でございました。

落札率が62%ということですが、なぜそこまで安くできるのですかという質疑に対し、入札参加資格のある業者から参考見積りを3社取っており、その中で一番安価な価格を提示した業者の見積りを参考に設計しています。入札価格については、一般競争入札ということもあり、参加も価格も自由で最低制限価格も設けていないので、入札価格については私どもから言及はできませんという答弁でございました。

続きまして、納入期限が来年の2月28日となっていますが、なぜですかという質疑に対し、半導体が入手しにくいということで、通常よりも納品期間がかかると聞いていますという答弁でございました。

具体的に、実際に使用する方の人数と使用サイクル等の説明をお願いしますという質疑に対し、この昇降式介護浴槽で入浴していただく方は39名です。入浴回数は、1人につき週2回入浴していただきます。日曜日以外の毎日、午前、午後に分けて入浴介助をしていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

住民課所管分については、令和3年度後期高齢者の被保険者は何人ですかという質疑に対し、令和3年度末の被保険者数は3,770人ですという答弁でございました。

続きまして、収納率と普通徴収の人数を教えてくださいという質疑に対し、令和3年度の収納率は、現年度分が99.36%、過年度分が49.33%です。合計で98.47%になります。令和3年度末で548名が普通徴収ですという答弁でございました。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が592万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が357万5,000円。歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、合計949万6,000円が計上されていますが、歳入では負担金と補助金という項目で別々に入ってきます。合計で使う場

合、負担金・補助金それぞれこういう部分ということで決められているのか、それに従って歳出はされているのか、これについての答弁を求めますという質疑に対し、新型コロナウイルスワクチンの接種に関しては、全額国の負担で行っています。歳入にあるように、大きくは2つの国庫支出金を頂いています。1つ目の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に関して、内容としては直接ワクチン接種にかかる費用という形になります。現在ですと、医療機関で町民の方を対象にワクチン接種をしていただいています。その接種にかかる費用が主なこちらの経費となります。もう一つの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金については、ワクチン接種を円滑に進めるための補助金となります。内容は、接種券の印刷やそれを皆さんのお手元にお届けする郵送料など、今回補正させていただく部分で、この補助金にも当たります。電話予約受付の2名分の会計年度任用職員の人件費を計上させていただいています。最初の新型コロナウイルス接種対策費負担金592万1,000円は、歳出ですと委託料という形で、医療機関に接種をお願いする委託経費として計上させていただいています。残りが会計年度任用職員2名分の報酬等になっていますという答弁でございました。

続きまして、コロナワクチンの接種で、3回目、4回目の接種状況はどうですかという質疑に対し、3回目の接種率は、8月末の時点になりますが、75.7%になります。4回目の接種は35%となりますが、接種率の基準人口が令和3年1月1日の町全体人口になっていますので、4回目の実際の対象者数（60歳以上、基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設従事者）に置き換えますと、約70%の接種率となっていますという答弁でございました。

紀北町において副反応の報告はありませんかという質疑に対し、ワクチン接種の副反応に関しては、やはり接種された方の体調等にもよると思います。紀北町に関しては重症化されたというお話は聞いておりませんという答弁でございました。

続きまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業と子育て世帯臨時特別給付金事業について、どのように確定されたのか説明してくださいという質疑に対し、これら2つの事業に関しては、令和3年度事業分の確定分に関する精算金になります。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯1世帯当たり10万円の給付をさせていただいた形となります。令和3年度の支給件数としては、2,495世帯に対して10万円の給付で2億4,950万円を給付させていただきました。また、子育て世帯臨時特別給付金事業は、コロナが長期化する中で、子育て世帯に対する子どもたちの支援ということで、年収960万円以下の世帯に対し10万円の給付で、1,474人の方、1億4,790万円を給付させていただきましたという答弁でございました。

続きまして、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対象負担金は、何人分の接種人数に当たるのか教えてくださいという質疑に対し、今回の新型コロナワクチンを計上させていただいた人数は、4回目の接種分になります。令和4年度当初に計上させていただいた分がありますが、その分に関しては、令和3年度の2月、3月で、前倒しで集団接種等をさせていただいた部分があり、その部分を引いて、今回4回目として計上させていただいた部分が約2,000人分になりますという答弁でございました。

前倒しで接種されたということですが、この予算の以前の予算で残っている接種分は何人分ですか。また、ファイザーだと打ちたいが、今のところはモデルナでないと打てませんということも聞いたことがあります。いわゆる使用期限が終わってから順番に接種していくということだと思いますが、説明をお願いしますという質疑に対し、ワクチンとして残っている接種分に関しては3,500人分になりますと。4回目接種に当たりましては、最初国から供給され、対象者全員分を用意できたのがモデルナワクチンであったため、モデルナワクチンでの接種を開始しました。ファイザーワクチンの供給が整ってからはファイザーワクチンに切り替え、接種を行っています。途中からファイザーのほうに切り替えたという形になりますという答弁でございました。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分については、紀北町クリーンセンターの旧煙突修繕工事の件で、煙突の高さなど、この修繕工事で何か変わった点はありませんかという質疑に対し、本修繕工事は、紀北町クリーンセンターの旧煙突の胴縁部分が腐食して、胴縁により支えられている壁面が落下すると、職員や出入り業者等の危険を及ぼす状態であったため、緊急的にその部分の修繕を行ったものです。高さや見た目等に変化はありませんという答弁でございました。

続きまして、紀北町クリーンセンターは数年前に大規模改修を行っていると思いますが、煙突だけ古いままだったのですか。使っていないのであれば撤去すべきだと思いますが、いかがでしょうかという質疑に対し、改修前は場内で脱水汚泥を焼却処理していましたが、改修後は場内での焼却処理は行っておらず、煙突は使用しておりません。改修時の撤去については、撤去費用が高額になるために行っていないという答弁でございました。

続いて、現地を見ましたが、高所ということもあり、足場やクレーン等の費用がかかるのかと感じました。その説明をお願いしますという質疑に対し、工事費用については、修繕箇所が高所ということで足場設置などで費用が高額になっています。煙突を撤去することにな

ると、費用がかなり高額になるため、今回は緊急に修繕が必要な箇所のみに対応とさせていただきますという答弁でございました。

続いて、今回の修繕はどのような内容なのか、今後は同様の修繕をしなくてよいのか教えてください。また、煙突の撤去については、すぐにできなくても検討していくべきではないでしょうかという質疑に対し、今回の修繕工事は、旧煙突の腐食した胴縁部分を腐食に強い素材のものに更新し、併せて胴縁部分で支えている壁面等も落下のおそれがないように修繕しました。煙突の撤去については、今後、煙突の老朽化の進み具合等も考慮して検討していきたいと思っておりますという答弁でございました。

続いて、今回の修繕は煙突のどの部分ですかと、全部撤去が難しいのであれば、できる箇所から切って部分撤去をすればよいのではないですかという質疑に対し、最先端部分の修繕工事となりますと、煙突の部分撤去については難しいものと考えておりますという答弁でございました。

以上のおり、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分についてですが、まず質疑は、放課後子ども教室推進事業が確定したことによる精算により、償還金が発生したということですが、どのような教室でどのような確定がなされたのか説明願いますという質疑に対し、放課後子ども教室については、紀伊長島地区、海山地区の小学生を対象に、主に水曜日の午後と土曜日の午前にスポーツや物づくり等の体験講座を行っています。支出の主な内容は、コーディネーターの報酬、講師、運営委員への謝金のほか、講座で使用する消耗品や通信運搬費等となります。令和3年度については、新型コロナウイルスの関係で講座が実施できなかった部分があり、余剰金が発生したため、三重県と協議して返還することになりましたという答弁でございました。

コロナで実施できなかった部分というのはどのような講座ですかという質疑に対し、1月末頃から新型コロナウイルスの感染者が町内において多く発生したことにより、施設の利用制限等を実施したことに伴い、3学期中のほとんどの講座を中止しましたという答弁でございました。

スポーツ等屋外での講座は予定どおりできたのですかという質疑に対し、中止の対象となった期間中には、もともとスポーツの講座は予定していませんでしたという答弁でございました。

以上のおり、生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員

賛成。

よって、本案の本常任委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上です。

入江康仁議長

岡村委員長、先ほどこのところで1億4,740万円を90万円と言った。どうする当初言うたけど。

岡村哲雄教育民生常任委員長

少し訂正させていただきます。

入江康仁議長

一般会計の補正予算の福祉保健課の部分の2ページ。

岡村哲雄教育民生常任委員長

失礼します。一般会計補正予算の福祉保健課所管分でございますけれども、訂正を1点お

願いたいと思います。

子育て世帯特別給付金事業に関する答弁のところでございますけれども、コロナが長期化する中で、子育て世帯に対する子どもたちの支援ということで、年収960万円以下の世帯に対し10万円の給付をさせていただいたという形になりますと、その中で1,474人の方、1億4,740万円を給付させていただきましたというところ、1億4,790万円とってしまいました。正式には1億4,740万円でございます。以上、訂正させていただきます。

以上で終わります。

入江康仁議長

それでは、10時50分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 36分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

入江康仁議長

次に、決算特別委員長からの報告を求めます。

樋口泰生決算特別委員長。

樋口泰生決算特別委員長

ただいまから決算特別委員会に付託された案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

令和4年9月議会定例会において、決算特別委員会に付託されました令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各会計の決算認定について、去る9月7日、8日に審査を行いました。

それでは、認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過と結果について報告いたします。

まず、議会事務局所管分について、議会事務局の説明を受け、質疑に入り、委員から、議会費の報酬は議員報酬だけではないのかとの質疑に対し、議員の関係分が3,343万3,652

円で、会計年度任用職員の関係分で170万9,412円となっていますとの答弁でありました。

次に、職員手当には退職された方の議員年金も入っていますかとの質疑に対し、退職された議員の年金の負担額は共済費のほうで支払いをしていますとの答弁でありました。

また、議員年金は何人くらいの方が受給されていますかとの質疑に対し、近年では、退職された方が11名、遺族の方が8名、紀北町で受給されていますとの答弁でありました。

続いて、退職の年金は月に幾らくらいですかとの質疑に対し、年数によって違っています。3か月で大体15万円から20万円ぐらいの額を受給されていますとの答弁でありました。

以上で、議会事務局所管分について質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について、総務課の説明を受け、質疑に入り、委員から、備品購入費について、投票用紙読み取り分類機とはどのようなものですか。今までなかったから購入したのか。また、計数機との違いは何ですかとの質疑に対し、投票用紙読み取り分類機は、古くなりメンテナンス費用がかかるため更新しました。この機械は、表裏上下を合わせ分類機に入れると、手書きで書かれた候補者名をその候補者ごとに分類するものです。計数機は有効票50枚束にしますが、その50枚を数えるためのものですとの答弁でありました。

続いて、人件費の状況の特別職の給与欄で、令和3年度2,991万1,000円で令和元年度が4,280万8,000円ですが、どうしてですかとの質疑に対し、令和元年度ではALTの給料を含んでいましたが、令和2年度から会計年度任用職員となったことにより、別の欄で集計しています。令和元年度の内訳は、特別職が2,909万円、ALTが1,371万8,000円ですとの答弁でありました。

また、ALTの月額に変更はありましたかとの質疑に対し、変更はありません。支出科目が給料から報酬になりましたとの答弁でありました。

以上で、総務課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、財政課所管分について、財政課の説明を受け、質疑に入り、委員から、歳入の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金について、事業者等に行った固定資産税の軽減特例措置ということですが、どのような場合に軽減措置の対象となったのか、またその件数と金額を教えてくださいとの質疑に対し、令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上高が、前年の同期と比べて30%以上50%未満減少している、中小事業等については2分の1、また50%以上減少している者についてはゼロになるといった固定資産税等の軽減措置になります。固定資産の件数としては、67件1,598万1,000円、内訳としては、家屋29件で711万3,000円、機械等の償却資産が38件で884万7,000円です。合計と内訳の差額について

は、各市町との案分調整の結果ですとの答弁でありました。

続きまして、工事請負費について、海山総合支所の改修工事の内容を教えてください。また、町民センターがなくなり、避難所としての役割もあると思いますが、いかがですかとの質疑に対し、老朽化により雨漏り等があったため、2階・3階ベランダ、渡り廊下及び別館屋上の防水工事や別館外壁面塗装改修工事等を行いました。避難所としてもしっかりと対応できるようになったと思いますとの答弁でありました。

以上で、財政課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、出納室所管分について、出納室の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分について、企画課の説明を受け、質疑に入り、委員から、「えがお」の運賃が250万5,000円で利用者が増えているという認識ですが、利用状況はどうですか。また、長島に比べて海山が少ないようですが、理由はありますかとの質疑に対し、直近の令和4年7月の乗車実績で利用者数が576名です。令和3年同月が416名、令和2年同月で184名となります。順調に増えている状況です。また、長島と海山地区での利用者の差については、調査による分析をしていないため、正確な要因の説明が困難な部分がありますが、現在の認識では、「えがお」の運行前の相当の期間、海山地区にはタクシー事業者がいなかったということから、地域の人、家族や近所同士の助け合いで交通の不便が補完されていました。一方、長島地区にはタクシー事業者が存在しており、タクシー利用に慣れ親しんだ後に「えがお」が運行開始され、円満に移動手段の移行が進んでいったのが主な要因と考えていますとの答弁でした。

次に、委員から、国庫支出金544万8,000円はどこに使われているのですかとこの質疑に対し、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金という運行サービスの提供時間等に応じ国から交付される補助金で、「えがお」の運行に係る全体の財源となりますとの答弁でありました。

また、一般財源の3,897万1,000円ですが、廃止代替バス、自主運行バス、補助金、交通会議、背面広告の財源になっているということですかとの質疑に対し、地域公共交通に関する必要経費に一般財源を投入しているということですよとの答弁でありました。

続いて、河合線の乗車率が1日6.5人で、3往復であれば1往復で2人ぐらいしか乗っていないということになり、「えがお」で代替するほうが停留所まで行かなくてもよく、好きな時間に利用でき、効率的だと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、コロナ禍の影響がない令和元年の乗客数は約3,500人あり、「えがお」が運ぶ年間乗車人数に近いものがあ

ります。河合線を廃止すると「えがお」での代替が考えられ、現在運行の3台では利用時間が重複して、お待ちいただくか移動を諦めていただくことになり、乗れないお客さんが増えていくと考えられます。また、「えがお」と比較して、河合線のバス利用のほうが乗車料金が安く、住民の方にとって便利な面があります。バスを廃止して代替手段を確保していくという面だけではなく、住民の利便も考えバランスよく考えていく必要がある案件と考えていますとの答弁でありました。

また、「えがお」の運賃が高いのは、一般財源を使わずに運行されているからだと思います。少くとも一般財源を入れて下げべきだと思っています。実際に今使われている方は、国民年金の方は「えがお」に乗っていない状況です。ですから、やっぱり国民年金でも乗れるような運賃にしていきたいと思います。一般財源を全然入れていないですから、そこから辺も考えていくべきだと思います。そして、今の河合線は、もう何年も前のJRに乗るための時間帯を変えておらず、不便で乗らないということもたくさん聞いています。人口も減って生活様式も変わって、長島から尾鷲総合病院へ行くというのもあまりないように思います。「えがお」での運行についての検討もぜひしていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、政策転換の考え方も私から答えることはできませんが、ほかに影響があるという面だけお答えさせていただきます。河合線は河合線だけの問題ではないという点です。紀伊長島駅から尾鷲まで尾鷲長島線のバスが走っています。それは現在も高校生が使っていますし、病院等に通う方も乗っています。河合線は、河合線を走った後、その系統を引き継いで尾鷲まで走っています。現在の尾鷲長島線のバス路線が現在の便数を確保し、町外への移動手段として存在できているのも、河合線があるから共通する人件費などの運行経費が軽減できているから、路線が確保できている面があると考えています。河合線をなくすことによって、次の路線等への系統に混乱が生じるかもしれないという点に留意が必要ですよとの答弁でありました。

以上で、企画課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、税務課所管分について、税務課の説明を受け、質疑に入り。

委員長、すみません。ちょっと水を飲ませて。

入江康仁議長

はい、どうぞ。

樋口泰生決算特別委員長

失礼しました。次に、税務課所管分について、税務課の説明を受け、質疑に入り、委員か

ら、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金が、予算より調定額が3倍ほどになっていますが、どの割合で入ってくるのかなど、それぞれ調定額が増えた原因を詳しく説明してくださいとの質疑に対し、配当割交付金は、一定の上場株式等の配当金に課される配当額です。配当等の額掛ける5%掛ける市町村への交付率59.4%です。令和3年度は1,081万3,000円で、令和2年度は738万9,000円でした。株式の運用等で上がったと思われます。株式等譲渡所得割交付金は、県民税の株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率100分の99を乗じた額の5分の3を各市町に係る個人の県民税の額に案分して当該市町に交付するものです。令和3年度は1,165万9,000円で、令和2年度は797万6,000円でした。法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人割の減収分の補填措置として、県法人税の一部を市町に交付される交付金となります。令和2年度から4年度への措置として交付しています。県に問い合わせたところ、現時点で見直しや廃止の話がないので、恐らく来年度もあると思われますとのことです。令和3年度は2,071万4,000円、令和2年度は819万9,000円でしたとの答弁でありました。

また、委員から、住民税非課税世帯は町全体として何%ほどですかとの質疑に対し、個人住民税ですので、世帯数ではなく個人数であり、令和4年度最新で全体のうち5,780人です。課税台帳上の全体数は1万2,521人ですので、約46%になりますとの答弁でありました。

以上で、税務課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、住民課所管分について、住民課の説明を受け、質疑に入り、委員から、マイナンバーに関する経費で、普及率と土日、夜間の窓口の利用状況を教えてください。また、休日窓口に対応された職員の休暇は取得できているのかも教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度の交付率41.72%、三重県が41.3%で、三重県内で14位です。参考に直近の交付率が47.36%、三重県が46.78%となっており、三重県内13位となっています。また、土日、夜間はほぼ予約で埋まっています。職員の休暇は取得してもらっていますとの答弁でありました。

続いて、子ども医療費助成について、15歳から18歳までは入院だけが助成対象で通院は助成なしとなっています。東紀州で通院も対象になっている市町の現状を教えてくださいとの質疑に対し、東紀州では、熊野市、御浜町、紀宝町が助成していますとの答弁でありました。

また、ここ3年で入院をして助成を受けた対象者はいますかとの質疑に対し、この3年ではいませんとの答弁でありました。

以上で、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分について、福祉保健課の説明を受け、質疑に入り、委員から、災

害援護資金貸付金の未納の方はどういう方が残っていますかとの質疑に対し、全体としては、あと47世帯、2,900万円ほど残っている状況です。今後法的な対応も考え、進めていきたいと考えていますとの答弁でありました。

また、配食サービスの関係で、店によって差があると聞いていますが、解消に向けて業者の入替え等改善策などは検討していますかとの質疑に対し、事業者によって違いはありますが、利用者の方からは好評をいただいているところもありますので一概には言えない部分もあります。現在2業者ですが、作っていただいている数量も違いがありますので、入替えとなると業者の了解をいただく必要があります。利用者の意見は聞いていますので、その中で検討していきたいと思っていますとの答弁でありました。

以上で、福祉保健課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分について、老人ホーム赤羽寮の説明を受け、質疑に入り、委員から、入所負担金4万4,800円の未納の内容をお願いしますとの質疑に対し、1人分、令和4年3月分の未納ですが、令和4年6月に収納済みですとの答弁でありました。

以上で、老人ホーム赤羽寮所管分について質疑をしました。

次に、環境管理課所管分について、環境管理課の説明を受け、質疑に入り、委員から、三重県企業庁からRDF焼却・発電事業の清算金4,299万5,753円について説明をお願いしますとの質疑に対し、清算金は、三重県企業庁が令和元年9月にRDFでの発電事業を終了したことにより、処理委託料の清算を行い、令和2年度と令和3年度の2か年に分けて清算金として分配あったものですとの答弁でありました。

また、清算金の金額を教えてくださいとの質疑に対し、清算金は令和2年度と令和3年度で合わせて7,400万円程度ですとの答弁でありました。

次に、リサイクルセンターの修繕費1億419万4,241円の主な修繕について説明をお願いしますとの質疑に対し、海山リサイクルセンターは、脱臭装置の活性炭交換工事が401万5,000円、破砕機の修繕工事が1,126万7,630円。紀伊長島リサイクルセンターは、脱臭装置の活性炭交換工事が572万円、ゴミクレーンの年次点検整備が297万円、圧縮形成機点検修繕工事が660万円、三次破砕機整備が572万円、二次破砕機刃物修繕が2,035万円で、主な修繕となっていますとの答弁でありました。

また、し尿処理事業で、修繕料と汚濁運搬委託料が増額になっていることについて説明をお願いしますとの質疑に対し、3年周期で修繕など定期的なものがありますので、昨年度より増額となっています。委託料は、脱水汚泥を伊賀市の三重中央開発株式会社で処理を委託

しています。その処理料については、558万9,980円と運搬委託料1,167万9,360円という内訳ですとの答弁でありました。

委託料の実績額が増額になった理由は何ですかとの質疑に対し、令和2年度の脱水汚泥の処理量は226.69 t、令和3年度は254.09 tということで処理量が増えたため増額になりましたとの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、農林水産課の説明を受け、質疑に入り、土地貸付収入と立木売払収入について、町有林貸付け等の現状を教えてくださいとの質疑に対し、土地貸付収入のうち29万5,667円が町有林貸付収入であり、ほとんどが年山の貸付け収入です。年山を伐採後返還したり、貸付期限更新する際に、精算してお支払いいただいております。令和3年度は46件ありました。立木売払収入では、町有林の間伐木売払収入が176万2,031円、支障木伐採の補償金が45万9,709円ですとの答弁でありました。

次に、農地費で猿、鹿の駆除への報償費593万6,000円がありますが、実績数を教えてください。また、猟友会に対しても補助金を出していますが、有害鳥獣対策の現状を教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度の有害鳥獣駆除の実績は、猿が56頭、鹿が504頭、イノシシが112頭です。1頭当たりの報償費は、猿が1万8,000円、鹿とイノシシは8,000円です。猟友会の22名の方に捕獲、駆除していただいております。被害については、例年は特に猿の被害が増えています。農村見守り支援員が毎日巡回し、花火での追い払いを実施しています。また、檻を仕掛けて捕獲したという実績もありますが、なかなか目に見えて減っていかない状況ですとの答弁でありました。

続いて、水産業振興費にある負担金補助金のイセエビ、マダイ、ヒラメの放流の成果、現状を教えてくださいとの質疑に対し、水産資源増殖事業として、アワビ、マダイ、トラフグ、ヒラメ、カサゴ、稚エビ、アユ、アマゴなどを放流しています。この放流により漁獲量が増えているという報告はありませんが、現状よりも資源が減少しないようにという対策になっていると感じていますとの答弁でありました。

次に、現状を調査していただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、現状については聞き取り等を行いたいと思います。補足ですが、現在、磯焼け等により藻場が減少し魚介類も減少しているという状況もあります。水産多面的機能発揮対策事業により、ガンガゼ駆除等を実施し、水産資源の減少を食い止め、さらに増加していくように事業を継続していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

また、猟友会や見守り支援員は農地だけを対象にしているのですかとの質疑に対し、巡回については、農地以外も含めて出沒したところに行って、花火で追い払い等を実施していますとの答弁でありました。

続いて、有害鳥獣の駆除は鉄砲での実施ですかとの質疑に対し、駆除の方法は、おり、くくりわな、銃器であったりと様々な方法で実施していただいていますとの答弁でありました。

続いて、需用費の電気代はどのような原因で減少につながったのか教えてくださいとの質疑に対し、原因としては、コロナ感染症対策により黒浜海水浴場が開設しなかったことや、台風等の豪雨が少なかったことで排水機場の光熱水費が減少したことなどが挙げられますとの答弁でありました。

以上で、農林水産課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分について、商工観光課の説明を受け、質疑に入り、商工観光課の質疑でございます。観光費、古里温泉の水中ポンプシステムについて詳しく説明をお願いしますとの質疑に対し、ポンプ関係については、工事請負費849万2,000円の支出となります。2年に1回ポンプの点検整備を行い、全部を交換するわけではなく、部品の中でもシールセクションとモーターは再利用して、去年はポンプ部分を交換した費用ですとの答弁でありました。

また、温泉施設の維持費と管理委託料の内訳をお願いしますとの質疑に対し、施設管理の委託料として、警備委託で37万6,200円、温泉清掃の接客業務で古里区へ1,492万5,000円の支出です。ほかの管理面で配管の清掃業務2回で36万9,270円、消防設備の保守で19万3,600円、浄化槽の保守で44万4,400円、循環ろ過装置の保守で14万3,000円、温泉の揚湯設備のお保守で39万6,000円ですとの答弁でありました。

また、委員から、観光費の報酬249万6,000円について、地域おこし協力隊は1名ですかとの質疑に対し、1名ですとの答弁でありました。

国からの補助金があると思いますが、この金額はその分を除いた町の持ち出し分ですかとの質疑に対し、歳出に計上している部分は全て交付税算入による国庫補助となりますとの答弁でありました。

また、地域おこし協力隊の活動について教えてくださいとの質疑に対し、銚子川のブランドアップに加え、地域にお金が回る経済的な仕組みを整えていくことがミッションとなります。具体的には、銚子川を含めた現場での情報収集、SNSによる情報発信、ほかイベント企画等に向けた活動となりますとの答弁でありました。

続いて、がんばろう商品券事業について、負担金、補助及び交付金の詳細をお願いしますとの質疑に対し、昨年度に第1弾として実施をさせていただき、町民1人1冊1万円として配布しました。冊数は1万5,077冊で、7,918世帯に発送しました。使っていただいた額は1億4,856万8,000円で、換金率は98.5%ですとの答弁でありました。

次に、がんばろう商品券事業で、紀北町は全ての事業者を一律に扱っていますが、東紀州の自治体でも地元業者を優先した事業を行っているところもありますが、それについて調査を行っているかお伺いしますとの質疑に対し、御浜町ではそういう仕分けをされていると聞いていますとの答弁でありました。

次に、キャンプinn海山は大変な中で営業されていると思われれます。そのあたりの評価は担当課でされていますかとの質疑に対し、キャンプinn海山の宿泊数は1万9,442人、売上は5,536万9,291円で、令和2年度と比較すると97%で600人の減です。売上は99.5%前年比で、金額は29万6,991円減となっています。やはりコロナの影響でもあり、去年は緊急事態宣言発出により、8月27日から9月30日まで営業中止しています。加えて8月は台風の影響による長雨がお盆の時期まで続きました。そういった状況の中で大変な努力をいただいていると思います。特にソロキャンプが人気であることもあり、オフシーズンの時期もキャンペーンを実施して、冬場でも売上げを伸ばしている状況ですとの答弁でありました。

以上で、商工観光課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、建設課所管分について、建設課の説明を受け、質疑に入り、委員から、町営住宅の現在の空き状況を教えてくださいとの質疑に対し、町営住宅は全部で24団地あります。その中で275戸管理し、空き家は33戸ですとの答弁でありました。

次に、空き室の募集に関して周知方法を教えてください。また、単身での入居が可能であったり、デイサービスの場所として活用しているケースもほかの自治体で実施されていると聞いています。そういった工夫ができるような研究はされていますかとの質疑に対し、募集に関しては、広報きほく、新聞、町内掲示板で周知しています。入居に関しては、町内に住所があるか、勤務先が町内であることが基本となります。年齢が60歳未満の方については単身で入居できないなど要件があります。デイサービスの場所として活用されていくことについては、公営住宅法によって建設したものですので、新しい活用法については検討していませんが、今後情報収集したいと思えますとの答弁でありました。

次に、住宅の修理は家賃収入で実施されていて、その家賃収入は保管しているのですかと

の質疑に対し、町営住宅での修理や解体をする場合、家賃収入を財源として充当しています。家賃収入は住宅使用料として、町営住宅修繕のほか別事業にも充当されていますとの答弁でありました。

また、収納率が問題となってきますが、家賃収入がどれぐらいたまっているのか教えてくださいとの質疑に対し、過年度分の未済額として令和3年度当初は1,285万6,083円となっています。それに対し、過年度分の収入が95万1,900円でありましたので、収納率7.4%でした。令和4年度の滞納率としては、1,190万4,183円となっていますとの答弁でありました。

以上で、建設課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、危機管理課所管分について、危機管理課の説明を受け、質疑に入り、委員から、消防施設費の中の備品購入費43万4,555円について、この中にホースの納入箱の購入等とありますが、クリーンクリーンデーのとき、相賀地区でも消火栓ホースを使って清掃しています。そのとき傷んだホースを消防署に持っていったところ、消防署を通してホースが提供されました。そのお金はこの科目に入っていますかとの質疑に対し、消防団関係につきましては、危機管理課のほうで予算を持っており、消防のホースやホースの筒先等を購入していますと、在庫についてもある程度の数を置かせていただいていますとの答弁でありました。

また、消火栓を開ける道具や側溝の蓋を開ける道具も危機管理課の所管に入っていますかとの質疑に対し、消火栓を開けるハンドルについては、危機管理課の所管にはなりますが、側溝を開ける道具（蓋開け用クランプ）については建設課の所管になると思いますとの答弁でありました。

続いて、令和3年度時点、消防団員の報償費の支払い先について現状はどうなっていますかとの質疑に対し、令和3年度以前は、各消防団員の方から同意書を頂くことによって、その消防団員に振込させていただく場合もあれば、個人に支給されている場合もあります。海山地区、紀伊長島地区ともにそういう状況が続いています。ただ、個人支給への移行については、令和3年度途中から、消防団の幹部会でも、国からの通達により個人支給への移行の徹底が来ている旨は説明していますと、令和4年度においても、引き続き個人支給への移行を検討してもらえよう、これからも周知を行っていきますとの答弁でありました。

また、大変なときに家族を置いて活動しなければならないこともあり、若い人が少なく、消防団のなり手も減少していく一方だと思えますが、個人の皆さんの尊いボランティア精神が補填されるよう、実のあるような個人支給になるよう頑張っていたいただきたいと思います、いかがですかとの質疑に対し、消防団の方は、休日や昼夜問わずに待機していただいたりす

ることもあります。昨年度の議会でも、条例改正により報酬額を上げさせていただきましたが、紀北町の報酬額は県下でも下位のほうです。そういったことも踏まえて、今後、消防団の組織編成も考えていきたいと思えます。報酬の個人支給については、消防団の幹部会議でも個人支給への意向をお伝えさせていただきましたが、さらに努めたいと思えますとの答弁でありました。

次に、水防費の委託料の中の汐見排水機場、汐ノ津呂排水機場のメンテナンスについて、年に何回メンテナンスを実施しているか、費用はどれくらいか、メンテナンスの内容と時期も併せて説明をお願いしますとの質疑に対し、汐見排水機場の保守点検の費用については、72万6,000円、汐ノ津呂排水機場については46万2,000円です。メンテナンス期間については、1年間通して契約をさせていただいています。点検の時期については、出水期前に実施し、年に2回ほどは定期点検をしており、それ以外に何か不備等がありましたら対応していただいていますとの答弁でありました。

また、汐ノ津呂排水機場はポンプが大型で古いので、メンテナンス費用がもっとかかるように思いますが、汐見排水機場との費用の差は何なのか教えてくださいとの質疑に対し、汐見排水機場については、700φの管と500φの管の2つのポンプがあり、汐ノ津呂については1,000φの管の大ポンプが1基となっています。汐見排水機場については、ポンプ2基分の補機類の伝送部分と電気で操作する部分の点検等も行っているため、金額は上がっていると認識していますとの答弁でありました。

また、委員から、運転免許証の自主返納についての予算と決算について教えてくださいとの質疑に対し、自主返納の予算については、報償費の内訳として、高齢者運転免許証自主返納無料券使用として予算額9万円のうち、支出額は2万9,000円です。自主返納補助金としては、補助内容は運転経歴証明書発行に必要な1,100円を補助するもので、3万3,000円の予算を計上し、そのうちの3万1,900円を支出しています。予算については、30人分のうち、返納された方が29名いるという状況です。よって、自主返納の部分については100%に近い状況で支出のほうはさせていただいていますとの答弁でありました。

運転免許証の自主返納数の年度の推移を教えてくださいとの質疑に対し、自主返納の実績については、平成30年度は、自主返納者合計61名のうち19名、令和元年度は63名のうち12名、令和2年度は76名のうち15名、令和3年度は61名のうち29名が返納制度補助を活用していただいておりますとの答弁でありました。

また、高齢者がいる家族の中で、自主返納制度を利用していない方がたくさんいると思う

ので啓発をしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、周知については、広報掲載やケーブルテレビの文字放送で行っています。また、交通安全関係の会議の折にチラシを配布していますが、まだ制度を認知していただいていない方もあろうかと思しますので、今後も引き続き、周知、啓発に努めたいと考えていますとの答弁でありました。

以上で、危機管理課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、学校教育課所管分について、学校教育課の説明を受け、質疑に入り、委員から、報償費で学習支援サポーターと学力向上アドバイザーについて、それぞれどういった役割か説明をお願いしますとの質疑に対し、学力向上アドバイザーは、県に在職する先生に、各学校に年1回訪問していただいて、学校や教員が持つ課題等の相談に乗っていただいています。学習支援サポーターは、学校、家庭、地域連携の推進事業で、退職された先生や臨時雇用の講師、その他地域の方々の協力によって、授業補助や行事の準備、草刈り、花壇の手入れ等の環境整備などでサポートをしていただいていますとの答弁でありました。

また、エアコンの購入はありませんでしたか。理科室や音楽室等、特別教室にはエアコンはついていないのですかとの質疑に対し、平成30年度に国の補助事業を活用し、全ての普通教室に設置を行いました。その後、様々な事情から、一部の特別教室へ設置をしていますが、基本的には未設置となっておりますとの答弁でありました。

また、報償費の説明で、いじめ問題対策委員会とありますが、どういう委員会ですかとの質疑に対し、構成については、尾鷲警察署、紀州児童相談所、青少年育成協議会、PTA、学識経験者、小中校長会の代表、教育長となっております、年1回開催していますとの答弁でありました。

次に、スクールカウンセラー等が学校を回っていると思いますが、実態を知るためにも件数が分かる資料はありますかとの質疑に対し、まず、基本的な説明として、いじめ関係については、重大事案に区分されるものとそれ以外のものがあり、重大事案については紀北町管内では発生していないと聞いています。また、いじめと不登校の関連については、ケースによって異なるため、分かりかねるところがあります。昨年度のいじめの発見のきっかけに関する一覧資料があり、教職員による発見14件、本人からの訴えが5件となっています。それら全てについて3か月以内に解消されていますとの答弁でありました。

以上で、学校教育課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分について、生涯学習課の説明を受け、質疑に入り、委員から、公

民館費と郷土資料館費の報酬について、60万円に対して4万5,000円、8万円に対して1万円と、予算に対して支出が少なくなっています。この不用額について説明をお願いしますとの質疑に対し、公民館は海山公民館、東長島公民館のことで、公民館運営審議会があり、郷土資料館のほうにも運営審議会があります。予算では、年に何回か開催して審議するということが計上していました。このコロナ禍の中で集まりにくいということもあり、書面等でやり取りをした結果、報酬のほうが発生しないということになりましたとの答弁でありました。

また、社会教育施設整備事業で、生涯学習センター海山図書館改修に伴う経費がありますが、新しく図書館が移転されてから、町民センターの中にあつたときに比べて、利用する方の数に変化があつたかどうかお伺いします。また、貸出しの数は分かりますかとの質疑に対し、図書室の利用状況ですが、令和2年度改修前、町民センターの図書室の利用入館者は453名です。途中で閉館した関係もありますので少なくなっています。児童図書室が2,258名で、延べの人数になりますが利用しています。令和3年度、海山図書室が3,531名で、海山図書室が開館する前の児童図書室が1,455名となっています。移転したことで利用者のほうが増加したと思っています。図書の貸出し数は、令和2年度、町民センターにありました海山図書室が1,267冊で、児童図書室で3,971冊、令和3年度、海山図書室が5,235冊で、児童図書室が2,963冊となっていますとの答弁でありました。

また、公民館費について、生涯学習施設ということで、海山公民館、東長島公民館、生涯学習センターで、Wi-Fi設備があるかをお尋ねしますとの質疑に対し、公民館及び生涯学習施設のWi-Fi環境について、長島地区は、東長島公民館、多目的会館に整備しています。海山地区は、生涯学習センター、主に1階の海山図書室の部分になりますが整備していますとの答弁でありました。

続いて、報償費のところ、成人式を何月にどのような規模で行いましたか、記念品についても教えてくださいとの質疑に対し、令和3年の成人式が当初1月の予定が5月に延期になり、それがまたコロナ関係で延期になり、11月に海山公民館で開催しました。令和4年の成人式は、例年どおり1月に海山公民館で開催することができました。記念品については、令和3年がマスクとトートバッグを、令和4年が水筒とトートバッグをお渡ししていますとの答弁でありました。

また、選挙権が18歳になり、成人式は何歳になりましたかとの質疑に対し、令和5年から二十歳の集いという名称で20歳になる方を対象に、今までと同じような内容で実施する予定ですとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、水道課所管分について、水道課の説明を受け、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出に係る全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審議を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入り、委員から、特定健康診査の受診率の状況を教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度の速報値での受診率は43.2%で、令和2年度は43.8%、令和元年度が42.4%で、令和2年度には、三重県の平均を超えていますとの答弁でありました。

また、国県支出金返納金で、国と県と分けて返納していますが、説明をお願いしますとの質疑に対し、国県支出金返納金については、27万8,000円は国庫支出金返納金で、令和2年度保険料のコロナ減免分の調整による返納です。県支出金返納金は、令和2年度の普通交付金療養給付金の返還金が2,244万8,619円です。令和2年度国民健康保険特定健康診査に係る分の6万8,000円、保険者努力支援交付金が8万3,000円、努力支援交付金が33万円及び退職被保険者分として2万4,960円で、計2,295万4,579円となっていますとの答弁でありました。

続いて、保険料率の状況を教えてくださいとの質疑に対し、平成17年の合併後から料金は上がっていませんとの答弁でありました。

また、保険証で短期証が何人いるか教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度末で1か月証が42世帯、3か月証が20世帯、6か月証が30世帯になりますとの答弁でありました。

また、収納率が97.54%ということで、努力されたことを教えてくださいとの質疑に対し、毎月の督促状、年4回の催告書の送付、滞納をしている方に対しての納付相談など、地道な努力により収納率が上がっていると考えていますとの答弁でありました。

次に、相談員の仕事を教えてくださいとの質疑に対し、相談員は、集金等の業務をしていましたが、令和3年度をもって相談員業務は廃止となりました。理由は、令和3年の4月よりコンビニ納付が可能になったためですとの答弁でありました。

コンビニ収納の実績を教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度は1,428件ですとの答弁でありました。

また、口座振替も収納率の向上につながっているのか、現状を教えてくださいとの質疑に

対し、普通徴収の方のうち、約60%は口座振替を行っていますとの答弁でありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受け、質疑に入り、委員から、後期高齢者の人口が増えていると思いますが、ここ何年間かの数字があれば教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度末が3,770名、令和2年度が3,827名、令和元年度が3,923名ですとの答弁でありました。

後期高齢者の方の納付方法は年金特徴の方が多いたと思いますが、不納欠損が出ている理由を教えてくださいとの質疑に対し、年金特徴でない普通徴収の方の執行停止が理由です。居住不明者や生活保護の方などに対して執行停止という処分を行い、3年で不納欠損となりますとの答弁でありました。

また、後期高齢者の1人当たり医療費を教えてくださいとの質疑に対し、令和元年度で95万円程度で、県内で医療費が1位でした。令和3年度の数値はまだ公表していませんとの答弁でありました。

続いて、75歳までの方の医療費が改善してきていますが、後期高齢者医療保険は町で何か対策はできないのですかとこの質疑に対し、後期高齢者の方も健康診査を行っています。令和2年度の受診率は36.09%でした。歯科の健康診査も行っていきますとの答弁でありました。

また、歯科の受診率を教えてくださいとの質疑に対し、令和2年度、75歳と80歳の方を対象に行った検査で、受診率は19.24%でしたとの答弁でありました。

また、健康診査、歯科の健診は有料ですかとの質疑に対し、健康診査は令和3年度から無料です。歯科の健診も無料ですとの答弁でありました。

県全体で無料になったのですかとこの質疑に対し、後期高齢者医療は三重県で運営していますので、三重県下29市町同様になりますとの答弁でありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

老人ホーム赤羽寮の説明を受け、質疑に入り、委員から、入所者の実情を教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度の平均入所者数は40.4人となっていますとの答弁でありました。

委員から、定員50人に対して現状40人ということはどうのように分析されていますかとの質疑に対し、昨年度も平均して10人くらいの空きがあるということは理解していますが、介護支援専門員も入所の案内をしていますと、入所に至らないところですよとの答弁でありました。

また、委員から、入所者の方の利用料9万7,047円の未納の内訳と紀北広域連合の補助金127万8,000円についてお伺いしますとの質疑に対し、滞納については、令和4年3月分の1人、1件です。令和4年6月に未収金は収納しています。利用者減免補助金については、補助対象者が29人となっています。利用者に対する軽減額が275万2,771円で、紀北広域連合からの補助金額が127万8,000円となっています。対象者の条件は、まず市町村民税非課税であること、年間収入が単身世帯で150万円以下、預貯金の額が単身世帯で350万円以下、日常生活のために必要な資産以外の活用できる資産を保有していない、負担能力のある親族等に扶養されていないこと、それから介護保険料を滞納していないこととなります。軽減を希望する方が市町へ申請し、軽減対象者として市町が認めた方ということとなりますとの答弁でありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

水道課の説明を受け、質疑に入り、委員から、耐震の設備更新は令和3年度で何%進んでいますか。また、有収水量率は全体で56.1%となっていますが、80%の地区もあります。水道管の延長等が関係しますかとの質疑に対し、水道管の総延長が246kmあり、耐震化ができていたのがそのうちの16.3%です。有収水量率は、水道管の延長が長いと漏水している可能性も増え、有収水量率が下がる傾向にあります。なお、古い水道管や漏水が発生した箇所を優先して更新または修繕することで、有収水量率の向上に努めていきますとの答弁でありました。

また、全国平均や三重県の平均値はわかりますかとの質疑に対し、三重県下の状況や全国平均値は分かりませんが、紀北町の50数%は低い数値と思われるよとの答弁でありました。

続いて、管路延長が長いと有収水量率は低くなる傾向にあるということですが、紀北町は小さい町ではありますが、低いということですかとの質疑に対し、以前から県下では低いほうです。管路延長以外の要因として地質も関係しているのではないかと思います。漏水が発生していても、地質により地上で発見できないケースもあり、有収水量率に影響があると

推測されますとの答弁でありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終わります。

以上でございます。

入江康仁議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 54分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

確認なんですけれども、先ほどの委員長報告の中で、デジタル化のいいところに対する質疑をたくさんお聞きしたんですけれども、あれだけだったのか。私、本会議場の質疑でほかの質疑もさせていただいたんですけれども、それに対する報告がなかったのが疑問がなかったのだと思い、確認の質疑をさせていただいております。

入江康仁議長

奥村仁総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

ただいまの近澤議員の質疑に答弁させていただきます。

委員会の中では、本会議で議員が質疑された件に関しては、部分的に私が報告した部分にも入っていたかと思うんですけれども、入っていなかった部分に関しては質疑で出ませんでしたので報告いたします。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

委員会ではないので本会議の中で、議会へデジタル庁の現状とか、自治体のほうからも、紀北町のような小さな自治体から住民サービスの後退への懸念や批判の声も上がっているという実態で、私も心配して質疑をさせていただいたんですけれども、本会議の中で質疑したことを質疑していただくのも常任委員会の中の質疑だと思うんですけれども、委員長のほうから、そういう質疑があったけれども、質問はありませんかという問いかけもなかったのかなと思って、その確認をさせてください。

入江康仁議長

なかったらなかったで。

奥村総務産業常任委員長。

奥村仁総務産業常任委員長

委員会の中では、そういう形での質疑がございました。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を

行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

どうもご苦勞でございます。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、決算特別委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第4

入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第4 議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第32号 紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の反対討論を行います。

デジタル化により、便利になる部分もたくさんあります。しかし、デジタル関連法、これは6つあります。1番、デジタル社会形成基本法、2、デジタル庁設置法、3、デジタル社会形成整備法、4、公的給付支給預貯金口座登録法、5、預貯金口座マイナンバー管理法、6、自治体情報標準化法です。6つの法は、全てに対してプライバシー侵害、地方自治侵略、国民生活への影響、そして官民癒着の問題点があります。便利になる部分もありますが、行政が個人情報を集積し、そのデータを企業等に開放して利活用しやすい仕組みにすることを優先して、個人情報保護はないがしろになっています。行政が保有する個人情報をもうけの種として、本人同意もなく目的外利用をし、外部提供して成長戦略へ企業の利益につなげようというものです。

デジタル庁が発足して1年がたちましたが、官民癒着や事業費の高止まりなど、早くも存在意義が問われています。平井大臣が既存システムのインフラ投資を3割削減できると言っていたのですが、掛け声倒れです。

今年6月まで、物品役務等の契約211件のうち73件が落札率100%、10月に予定されているデジタルの日の事業は、大手広告代理店博報堂が1億3,000円余りの随意契約で落札していることなど、物語っております。

今条例に関する中央省庁や地方自治体が行う情報システムの共通基盤を提供するガバメントクラウド、巨額ビジネスと言われ、激しい受注合戦の末、予定価格と契約価格を秘密にして、米アマゾン・ドット・コム配下のアマゾンウェブサービスAWSと、米グーグルクラウドプラットフォームGCPの2社のクラウドサービス、いわゆるインターネット経由でデータ処理を請け負うサービスを随意契約で採用しています。

デジタル庁は、25年度末までにガバメントクラウドを利用して、全国の介護や戸籍など20の業務システムを同庁が主導する標準システムに移行させようとしています。情報システムの共同化、集約により、自治体は国がつくる金型に収まる範囲の施策しか行えないことになりかねません。町独自の努力ができなくなるかもしれません。国と自治体の在り方を大きく変えて、地方自治の多様性をなくして自治体の自主性を失わせるおそれがあります。これは、住民の福祉の増進を課すことを基本とした地方自治体の住民自治、団体自治を侵害するもの

です。

また、標準化法は、対象の事務を政令で定めることにしており、白紙委任となっており問題です。自治体の事務は、法定受託事務、自治事務があります。想定されている17業務のうち14業務が自治事務です。自治事務の処理方法にも詳細に義務づけをし、格付をすることは、地方の権限拡大という地方分権の流れにも逆行するものです。

そして、ガバメントクラウドの危険性もあります。国の各省庁、全国の自治体だけでなく、独立行政法人、準公共分野、医療、教育、防災などの情報システムについても検討していると言われていています。巨大なシステムになればなるほど情報漏えいの懸念があります。集積した情報は攻撃されやすく、一度漏れた情報は取り返しがつきません。たくさん今もあります。

また、ガバメントクラウドは、デジタル庁が統括管理することになっています。データは理論的に分離されていると、それぞれの所管の行政機関が管理しているため、デジタル庁職員が全てデータにアクセスできるわけではありません。

今条例は、行政手続における電子申請や電子的な処分を行うことができるようにするための条例です。行政手続は、重要な個人情報を取り扱います。その個人情報はガバメントクラウドに集約されるはずですが、このクラウドは、デジタル庁が統括監視することになっています。先ほども言いましたが、管理することが大きくなればなるほど情報が漏れるリスクがあります。

これについて、昨年3月15日、衆院内閣委員会で私どもの塩川国会議員が質問しています。デジタル庁職員が全てアクセスできるわけでないかと答弁をもらっております。法的な根拠をしていないため、やろうと思えば現時点ではアクセスできてしまうわけです。つまり情報漏えい、プライバシー侵害につながりかねません。それが分かっている条例を通すことはできません。

今、交通安全週間でございます。黄信号でも罰金を取られた方も今おります。時速62kmでももちろん違反ですが、罰金を取られるほど、町民、国民に対しては厳しい状況ですが、国のやっていることは、赤信号みんなで通れば怖くない、そういう実態です。本当に悲しくて許すことができません。紀北町から住民サービス後退への懸念や批判の声を上げていくべきです。もう既に上がっている小規模自治体もあります。それもない紀北町のこの条例は、重ねて認められません。

議員各位の賛同を心からお願いして、私の反対討論を終わらせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

5番 大西瑞香議員。

5番 大西瑞香議員

紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について、賛成討論をさせていただきます。

行政の情報化を推進していくには、まず法整備、条例の整備が必要です。今回の条例は重要な条例でございます。私は、議員の皆様に対する賛成討論でございますが、分かりやすい言葉で賛成討論をさせていただきます。

民間企業では、課題や事業に対し、単純な労働力を追加するのではなく、限られた事業規模を支持拡大するため生産性の向上に取り組んでおり、近年はそのための手段としてICT投資を増加させております。地方自治体による地域経営に当たっても考え方は同様であると思います。行政サービスの維持に向けた事務効率のサービス、またデジタル技術の活用は有効な手段の一つであります。

デジタル化の推進には、行政職員の事務負荷の軽減やミスの防止が実現できると同時に、時間や場所を問わずに各種の行政手続が可能となります。住民にとっても利便性が高く、例えば転入転出届にも端末から取り出し、事前準備をすることで、窓口での時間の短縮につながります。多くの行政手続が簡素化できることが見込まれます。

また、子育て世代の児童手当など窓口には必ず行かなければいけない今の状況から、窓口に行かず手続を完結させることも可能であります。今回、新型コロナワクチン接種4回目のお申込みの際、ネット利用により大変便利になりました。電話でお申込みを受け付ける病院行政の負担も減り、住民の利便性が図られております。タイムリーな新しい情報を住民も得ることができる多くの可能性があります。

全てをデジタル化することではなく、高齢者の皆様方に対しても細かな手だてを行いながらやっていくのが、このデジタル行政の推進でございます。財政面においても、費用対効果のあるもの、そうではないものを分けて進めていながら、情報通信技術の向上を図る努力ができます。個人情報につきましても、不安をあおるのではなく、丁寧に説明をしていくことが大切です。私どもも、もっとしっかり勉強していく必要があると考えております。また、行政の窓口がなくなることでもございません。

以上のことから、紀北町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に対する賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第33号 紀北町議会議員及び紀北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第34号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を

願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第35号 昇降式介護浴槽購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 36 号 令和 4 年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

11 番 近澤チヅル議員。

11 番 近澤チヅル議員

議案第 36 号 令和 4 年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）の反対討論を行います。

予算の中に森林経営管理推進事業 750 万 6,000 円があり、森林環境譲与税の補助率を活用した事業に対し、補助率が 50% から 90% に上がり、このことを受け、有利な事業を 9 月議会に新規で計上した。そして雇用も 1 人増えております。

これは大いに評価しますが、私は、議案第 32 号で反対討論でも述べたとおり、これから先何十年もかかるかもわかりません。ずっと影響するデジタル化は本当に問題があります。利便ないところもたくさんありますが、それを覆う、このような地方自治体には不利な部分がたくさんあります。その関連予算が 170 万 5,000 円計上されております。これは国の法律が変わり、条例改正をすることは免れませんが、やはり大きく未来を見た場合、町民のためにはならない予算であり、これを認めることができず、私の反対討論の大きな、ここだけです。大きな問題なのでこれを認めることができません。

そのことを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第37号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第38号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第39号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第39号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第40号 令和3年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 認定第1号 令和3年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 認定第2号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 認定第3号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 認定第4号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 認定第5号 令和3年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、特別委員会から発議案の提出のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 38分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 39分)

日程の追加

入江康仁議長

特別委員会からの発議案2件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案2件を日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1～追加日程第2

入江康仁議長

次に、発議案2件については、提案者より提案説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については、提案者から一括して提案説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

それでは、発議第4号の説明をさせていただきます。

発議第4号

令和4年9月22日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 太田 哲生

紀北町議会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

町民にわかりやすい議会を目指すことを目的として、一般質問において、町長等に反問権

を付与することにより、議論の論点若しくは争点を分かりやすく明確にするため。

次のページをお願いします。

紀北町議会会議規則（平成17年紀北町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第51条の次に次の1条を加える。

（町長等の反問）

第51条の2 議会から会議への出席を要請された町長等は、議員の一般質問に対して、議長の許可を得て反問することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上が提案説明でございます。

太田哲生議会改革調査検討特別委員長

続きまして、発議第5号の説明をさせていただきます。

発議第5号

令和4年9月22日

紀北町議会議長 入江 康仁 様

提案者 議会改革調査検討特別委員長 太田 哲生

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

町議会議員の一般選挙において、議員定数が14人と減少したことにより、適切な委員会の設置見直しを行い、能率的で円滑な委員会運営に資することを目的に本条例を改正する。

それでは、改正内容の説明については、新旧対照表で説明いたします。

左側が新規則、右側が旧規則です。

まず、第2条中、総務産業常任委員会と教育民生常任委員会の委員の定数を8人から7人に改め、第5条第2項中、議会運営委員会の委員の定数を6人から5人に改め、第7条第2項中、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を7人を6人に改めるものです。

前のページに戻ってください。

附則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

以上が提案説明でございます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、提案説明を終わります。

追加日程第 1

入江康仁議長

これより各議案の審議に入ります。

追加日程第 1 発議第 4 号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第 1 発議第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2

入江康仁議長

追加日程第2 発議第5号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 発議第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたしたいと思います。

尾上町長。

尾上壽一町長

9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程いたしました全ての案件につきましてご可決を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、留意しながら町政経営に当たってまいります。

9月も下旬に差しかかり、台風の襲来が気になるところでございます。また、7月上旬から非常に感染力が強いオミクロン株BA.5による第7波に見舞われ、町内におきましても連日感染者が報告される状況が続いております。ピークを越えたとの報道等もございますが、オミクロン株対応ワクチンの接種をはじめ、まだまだ気を緩めずに感染防止対策を継続してまいります。

さて、11月12日、13日には、3年ぶりに三重紀北SEA TO SUMMITが開催されることとなり、参加をいただく方々には、紀北町の豊かな自然と澄んだ空気を肌で感じていただければと思っております。

そして、議員の皆様におかれましては、平成30年12月から要職を務めていただいておりますが、任期中の定例会といたしましては今回が最後となりました。皆様には、常に町民の先頭に立ち、共に紀北町の課題解決に当たっていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、今期を限りご勇退をされます中津畑議員におかれましては、今日まで紀北町の発展のため格別のご指導をいただきましたことに対して改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりますが、朝晩は涼しくなり、秋の足音が感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が厳しく、難しくなってまいりますので、住民の皆様、議員の皆様にお

かれましては、健康にご留意をいただき、実り豊かな秋となりますようお祈りを申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

入江康仁議長

以上で本定例会の日程は全て終了しました。

令和4年9月紀北町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月6日から本日までの17日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。また、今回、審議を通じて出されました議員からの指摘や意見は、十分吟味をしていただき、条例、予算の執行や今後の施策に当たっての参考にしていただきたいと思います。

さて、私どもは、平成30年11月に選挙で当選させていただき、早いもので任期もあと僅か2か月余りとなりました。この4年間を振り返りますと、令和2年からは新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、通常の日常生活が送れない中、本年に入り、徐々に新しい生活様式を実践しつつ、経済活動が回り出しましたが、まだまだ多くの方が感染し、予断を許さない状況が続いています。

そういった中で、紀北町議会では、議会改革への取組として、来期から臨時議会のテレビ放映、正副議長選挙の立候補制や反問権の導入などを実施されるほか、本会議の会議録や議会放送のホームページ上での閲覧などの取組も進めることができました。これもひとえに皆様の努力と協力があつてこそのもと考えております。

これをもちまして、今期最後の定例会を閉じることになりますが、今期限りで引退される中津畑正量議員におかれましては、旧紀伊長島町議会議員時代から長きにわたり町政発展のためにご尽力をいただき、誠にありがとうございました。今後も豊富な経験と識見を基にご指導、ご鞭撻を賜りたくよろしくお願いいたします。

また、次期選挙も近づいてまいりました。来期から議員定数が14名になります。引き続き立候補を予定される方々におかれましては、必勝を期していただき、再びこの議場で顔を合わすことができますよう願っています。

また、私ごとでございますが、昨年12月から初めて議長の職を務めさせていただきました

が、本日まで大過なく務めさせていただきましたことは、これもひとえに大西副議長をはじめ議員各位のご協力のたまものであり、感謝を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

終わりに、まだまだ暑い日もありますが、これから徐々に秋も深まり、寒い日も多くなってきます。新型コロナウイルス感染症対策に加え、インフルエンザへの備えも必要な時期となつてまいりますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和4年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

長い間、皆さん、どうもご苦勞さまでございました。

(午後 1時 53分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 12月 13日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 奥村 仁